

# 医師国保の栞

広島県医師国保組合  
電話(082)-233-2424

## 厚生年金保険の被保険者資格の延長について

平成14年4月1日から厚生年金保険の被保険者資格が70歳まで延長されることになりました。

これにともない現在、医師国保の組合員等で厚生年金保険の適用事業所に使用され、かつ平成14年4月1日前に65歳以上に達している方は改めて厚生年金保険の被保険者となります。

このため「厚生年金保険被保険者資格取得届」を管轄の社会保険事務所に提出することとなります。尚、これに該当すると思われる方には、別途通知する予定にしております。

また、平成14年4月1日現在65歳未満の方は今後65歳到達後も引き続き70歳まで厚生年金保険の被保険者資格を有することとなります。

## お知らせ

### 平成14年度分保険料(月額)について

国民健康保険料については前年通りですが、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に該当される方につきましては4月から月額1,800円となります。(下欄参照)

この保険料額にもとづいて計算された保険料賦課額通知書は、4月初旬にそれぞれ組合員に送付いたします。

#### 月額保険料

区 分	国民健康保険料	介護保険料
第1種組合	15,000円	1,800円
第2種組合	10,000円	1,800円
家族	7,000円	1,800円

介護保険第2号被保険者の方については、国民健康保険料と介護保険料とを加えた額となります。

## お願い

#### 被保険者証の発行について

修学のため、家族が現住所地を離れる場合は、新たに別の被保険者証を発行することができます。該当される方は、所定の届書(修学中の被保険者の特例届・法第116条該当届)に必要事項を記入し、在学証明書(または、学生証の写し)と、お手許の被保険者証を添えて届け出てください。

被保険者の異動はありませんか。

卒業、就職、転居など、異動が多い時期です。

第2種組合員、家族等の資格について被保険者証を確認され、異動があれば届け出てください。

届書は、当組合・市郡地区医師会にあります。